

## 1

県では、これまで、大気汚染防止法等の法令による規制や、ブルースカイ計画等を推進し、大気汚染の防止に努めてきました。その結果、本県の大気環境は改善され、昭和 51 年度に、二酸化硫黄や二酸化窒素窒素について環境基準を達成し、以降これを継続して維持しています。

しかし、平成 11 年度にブルースカイ計画が改定された後も、大気環境を取り巻く状況は変化し続けています。

法改正などの面からみると、

- ・ 平成 13 年 4 月に「環境基本法」に基づく環境基準の設定物質に発がん性のあるジクロロメタンが追加され、さらに、平成 15 年 9 月に発がん性の疑いのあるアクリロニトリル、塩化ビニルモノマーなど 4 物質に中央環境審議会の答申に基づき指針値が設定されたこと

- ・ 平成 16 年 4 月から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「化管法<sup>†</sup>」という。)に基づく P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 制度<sup>†</sup>が全面施行され、化学物質の管理意識が向上していること

- ・ 平成 16 年 5 月に「大気汚染防止法」が改正され、依然として環境基準が達成されていない光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物 (VOC (Volatile Organic Compounds)) の規制が行われること

また、県民の意識からみると、

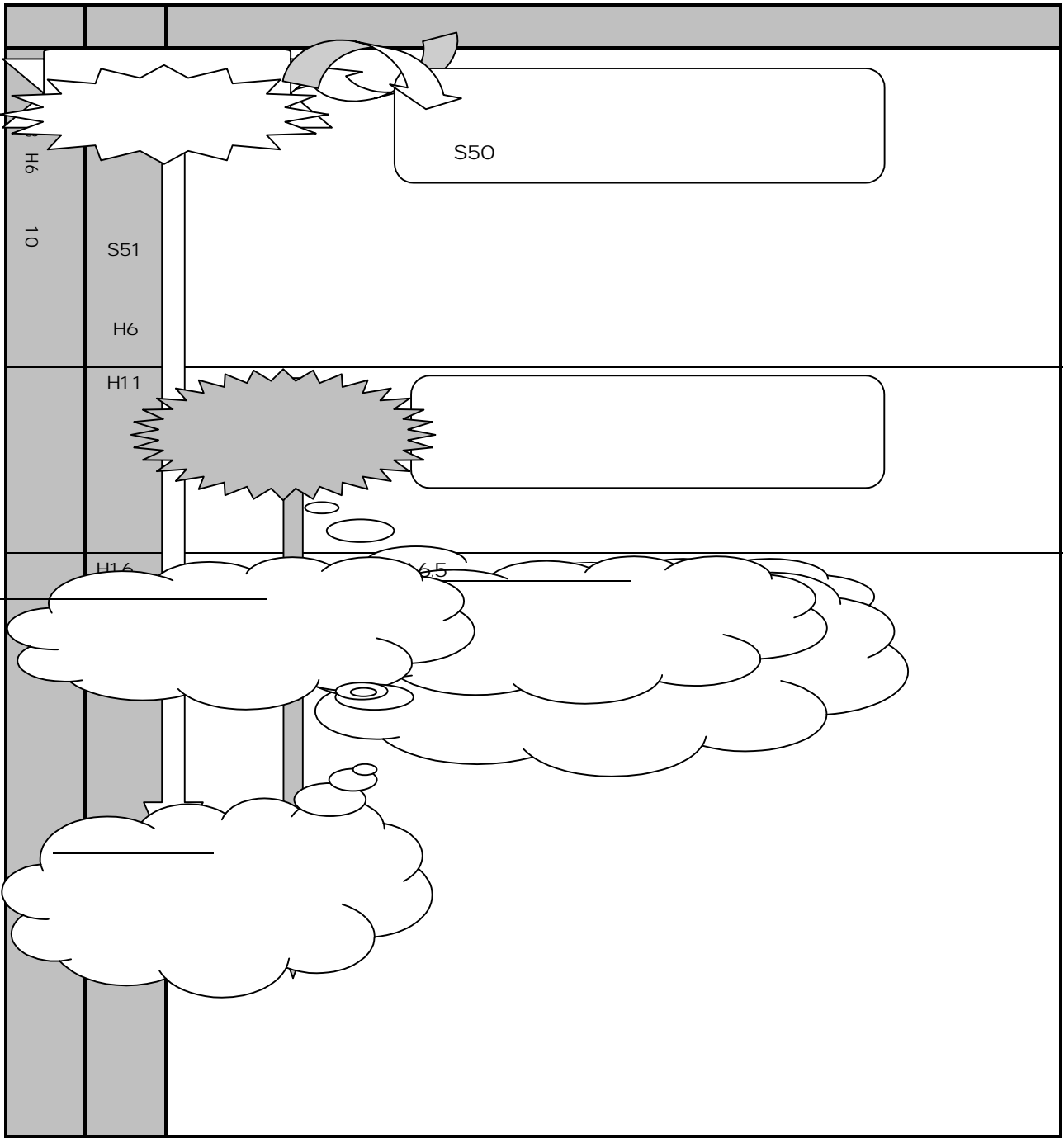
- ・ 平成 15 年 11 月に実施した大気環境問題に関する県政モニター<sup>†</sup>のアンケート結果から、自動車排出ガス対策についての県民の関心が高いこと

さらには、新たな考え方である快適な大気環境の創造の面からみると、

- ・ 平成 13 年 10 月の環境省の「かおり風景 100 選」に「富山の和漢薬のかおり」<sup>†</sup>、「砺波平野のチューリップ」<sup>†</sup>、「黒部峡谷の原生林」の 3 件が選定され、快適な大気環境を積極的に守り育てる「かおり環境」の推進が求められていること

など、大気環境を取巻く状況は明らかに変化しており、これらの状況に的確に対処していく必要があります。

県では、このような背景を踏まえ、本県の良好な大気環境を今後とも維持していくための目標を定め、その目標を達成・維持するため、平成 16 年度にブルースカイ計画を改定することにしています。



2

自動車排出ガス観測局について、自動車交通量の増大に対応するため、小杉町下条に観測局を1局増設します。また、高岡市広小路の国道156号沿い(高岡署前)にある高岡広小路観測局を、より交通量の多い国道8号沿いへ移設します。

3

環境省花粉観測システムの構築に協力して、花粉自動計測器を設置し、リアルタイムで花粉の飛散状況についての情報を提供します。

4

県では、大気汚染緊急時に迅速に対応するため、富山県高度情報通信ネットワークの衛星回線を利用した大気環境ネットワークを整備し、県内の大気汚染の状況(速報値)について、県のホームページや携帯電話で随時閲覧可能なシステムを整備し、公表しています。

しかし、現在のシステムは老朽化しているため、平成15年度から3ヵ年をかけて更新し、より正確で安定的な監視体制の整備を図ることにしています。

臭気指数<sup>+</sup>規制導入のための基礎資料を得るため、機器分析法<sup>+</sup>及び嗅覚測定法<sup>+</sup>を用いた悪臭実態調査を実施します。